

神奈川県労働局発表
平成28年9月29日

担 当	神奈川県労働局雇用環境・均等部
	企画課長 長久保 茂
	企画課長補佐 山口 誠
	電話 045-211-7357

毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です
～従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度への加入を促進します～

厚生労働省は、毎年10月に独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施している中小企業退職金共済制度^{*1}の「加入促進強化月間」において、この制度への加入促進活動や履行確保活動の後援者として、関係機関を通じてさまざまな活動に取り組みます。

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです（運営は勤労者退職金共済機構）。

神奈川県労働局では、今回の「加入促進強化月間」に際し、各地方自治体、事業主団体などへの制度の周知などの協力依頼を行い、労働局雇用環境・均等部、労働基準監督署、公共職業安定所で、パンフレットの配布などの取組を行います（全国的な取組については「加入促進強化月間」実施要綱^{*2}を参照ください）。

また、この制度の説明を希望される中小企業事業主の方に対しては、勤労者退職金共済機構が各都道府県に配置している普及推進員等が説明に伺うこともできます。

（参考）独立行政法人 勤労者退職金共済機構について

<https://www.taisyokukin.go.jp/index.html>

中小企業退職金共済制度について

<https://www.taisyokukin.go.jp/seido/seido01.html>

※1 中小企業退職金共済制度とは

独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです。また、一般の中小企業を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度（略称「中退共」）」と、期間雇用従業者を対象とした「特定業種退職金共済制度（建設業退職金共済制度（略称「建退共」）、清酒製造業退職金共済制度（略称「清退共」）、林業退職金共済制度（略称「林退共」）」とがあります（詳細は添付資料を参照ください）。

※2 「加入促進強化月間」実施要綱

1. 実施期間

平成28年10月1日（土）から10月31日（月）までの1か月間

2. 主な内容

(1) ポスター・パンフレットの配布

勤労者退職金共済機構が作成した中退共、建退共、清退共、林退共の各制度のポスターについては、市役所や駅、ハローワークなどの公共の場所に掲示を依頼し、パンフレットについては関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布します（ポスターは別添のものを参照ください）。

(2) マスメディアなどを通じた広報の強化

テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアや地方公共団体・関係団体などの発行する広報紙（誌）による広報を強化します。

(3) 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

事業主団体や関係団体などに対し、各制度の周知・啓発などへの協力を要請します。

(4) 未加入企業を対象とした制度説明会を開催します（中退共）。

(5) 建退共に参加していることを示す「建退共現場標識」の掲示を要請します（建退共）。

国の退職金共済制度(中退共、建退共、清退共、林退共)は ここをチェックです！

チェックポイント！！

① 国が掛金を助成します！

(中退共制度の場合、新規加入事業主に対し、従業員ごとに掛金月額 $\frac{1}{2}$ (1人当たり5,000円が上限)を加入後4か月目から1年間、助成します。掛金月額を増額する事業主に対する助成もあります。建退共、清退共、林退共の各制度でも証紙の一定枚数分を助成します。)

② 掛金は全額非課税です！

(掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。)

一般の中小企業には ～中退共制度

① 中小企業(業種によって範囲が異なります。一般業種の場合は常時雇用する従業員数300人以下又は資本金の額・出資の総額3億円以下)であれば、従業員を加入させることができます。

② 掛金月額は、従業員ごとに5,000円から30,000円まで、16種類から選べます。(短時間労働者はこの他に2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金月額があります。)

③ 掛金は口座振替ですので手間がかかりません。

④ 退職金の額は掛金月額と納付月数で決まります。

例: 掛金月額10,000円を10年間(120月)納付いただいた場合 1,265,600円
20年間(240月)納付いただいた場合 2,666,600円
30年間(360月)納付いただいた場合 4,213,100円

⑤ 過去の勤務期間や転職した場合の通算制度があります。

建設業を営む方には ～建退共制度

① 建設業を営む方なら加入できます。

② 掛金の額は1日310円。もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。

③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の50日分)を助成します。

④ 退職金の額は共済証紙の枚数(21日分を1か月と換算)で決まります。

例: 共済証紙が2,520枚(掛金納付年数10年)の場合 945,903円
5,040枚(掛金納付年数20年)の場合 2,256,366円

⑤ 公共工事の入札に参加するための経営事項審査で加点されます。

清酒製造業を営む方には ～清退共制度

- ① 清酒製造業(清酒・単式蒸留しょうちゅう・泡盛・みりん2種)を営む方なら加入できます。
- ② 掛金の額は1日300円。もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
- ③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の60日分)を助成します。
- ④ 退職金の額は共済証紙の枚数(15日分を1か月と換算)で決まります。
例: 共済証紙が1,800枚(掛金納付年数10年)の場合 623,250円
3,600枚(掛金納付年数20年)の場合 1,476,450円

林業を営む方には ～林退共制度

- ① 林業を営む方なら加入できます。
- ② 掛金の額は1日470円。もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
- ③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の62日分)を助成します。
- ④ 退職金の額は共済証紙の枚数(17日分を1か月と換算)で決まります。
例: 共済証紙が2,040枚(掛金納付年数10年)の場合 990,601円
4,080枚(掛金納付年数20年)の場合 2,086,030円

お問い合わせは

独立行政法人勤労者退職金共済機構 <http://www.taisyokukin.go.jp/>

事業本部	連絡部署	電話番号	FAX
中退共	本 部	03-6907-1234	03-5955-8211
	名古屋コーナー	052-856-8151	052-856-8155
	大阪コーナー	06-6536-1851	06-6536-1850
建退共	本 部	03-6731-2841	03-6731-2896
	東京相談コーナー	03-3551-5276	03-3206-8110
清退共	本 部	03-6731-2887	03-6731-2890
林退共	本 部	03-6731-2887	03-6731-2890

財形本部からのお知らせ

勤労者退職金共済機構では財形持家転貸融資も実施中！！
子育て中の勤労者の方への金利引下げ(-0.2%)を実施中。